

## 環 境 経 済 委 員 会 記 録

### 1. 水道局関係

#### (1) 付託事件審査

##### ①認定第1号 平成23年度光市水道事業決算について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

### 1. 水道局関係

#### 質 疑

##### ○木村委員

それでは、何点かお尋ねをしてみたいと思いますが、まず業務量の件ですけれども、工場用水の増加分が上回ったということですが、これは給水収益のほうをみますと前年度より128.4%、金額で増加したということなのですが、具体的にどういったことが背景になってこのようなことになっているのか教えていただけますでしょうか。

##### ○宮崎業務課長

工場用水が、予算対比からいたしましてもかなり増加をしたわけですが、この要因としましては、2大企業の水需要の増加によるものでございます。新日鐵さんのほうが非常給水という形で多く使用されたことによります。

その分だけ工場用水が増加しておりますが、今年度につきましてはその非常給水も減っております、現在では工場用水は23年度に比較しまして減少傾向にあるということでございます。

##### ○木村委員

わかりました。それともう1点、ぜひ教えていただきたいんですが、19ページです。人件費に関する事項の下の、先ほどの御説明で性質を変えられたまとめの中の、この物件費というのはこれ上の区分でいうとどれに当てはまるんでしょうかね。

##### ○宮崎業務課長

物件費がいろんな費目が入っております、人件費、ここに載っております。分けておりません。人件費、動力費、支払利息、減価償却ですね。その他というところに、雑支出や資産減耗費、公債費、特別損失等が入っておりますので、それ以外ということですので、上の事業費に関する事項で積み上げたものではなく、明細書がでございます。明細書ですから25ページからですか。この中の、費目のうちで今の人件費とか減価償却費とか動力費とか、そういったものに当たらないものがそちらの物件費にトータルで上げております。

##### ○木村委員

すみません。当たらないというか、これ最後の質問になるかもしれないので、当たるものを教えていただけますかね。

#### ○宮崎業務課長

当たるものが、人件費で言いますと給料、手当、賃金、法定福利に当たります。そして、動力費というのは動力費の原水及び上水とか、次の配水及び給水とかの動力費、その積み上げになります。

そして、支払利息はそのまま支払利息、ですね。支払利息は30ページですね。30ページ、これは支払利息です。そして、償却費というのが29ページの減価償却費ということですね。

そして、債務、その他は先ほど申しあげましたとおり資産減耗費、これも29ページとかですね、総経費、28ページの公債費とか、それと入っておりますのが特別損失、30ページの特別損失等を積み上げたものを記載しております。

#### ○委員長

木村委員さんの物件費に当ててるものはどれかを具体的に、ページでこれという形で示してもらったほうがわかりやすいでしょうかね。

#### ○宮崎業務課長

それではですね、明細書の中で示しますと25ページ、まず備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、手数料、賃借料、修繕、薬品もですね、材料、負担金、公課費、保険料ですね、これが原水及び浄水という物件費でございます。

それと、配水及び給水では、旅費、備用品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、手数料、賃借料、修繕費、路面復旧費、材料、負担金、公課費、保険料でございます。それと、工事請負費もこれは物件費ですね。

それと、業務費につきましては旅費、備用品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、手数料、賃借料、修繕費、量水器取替費、公課費、保険料でございます。

総係費につきましては、旅費、被服費、備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、手数料、賃借料、修繕費、補償金、研修費、食糧費、公課費、会費負担金、保険料、水道週間費、諸謝金、雑費でございます。

29ページでは、一番下の、これはその他で入っておりますので、あとはその他営業費用なんかも入りますが、これはゼロですので積み上げておりません。営業外費用では、これは利息ですから積み上げておりません。それと、繰延勘定償却については、これは償却で積み上がっております。それと、雑支出については、これは物件費で積み上げております。特別損失につきましては、これはその他で積み上げております。

#### ○木村委員

丁寧なお答えありがとうございました。今のお答えだと、毎年そう金額の変わるものが少ないなとも思いつつも、今回前年度に比べ約25%くらい増えている主なものという

のは何なのでしょう。

○宮崎業務課長

一番物件費で大きくふえておりますのが修繕費でございます。料金改定の際にお示しをさせていただきましたとおり、今後突発的な事故や災害等を見通しまして修繕引当金を、要は修繕固定資産の1%としたいということで昨年ご説明申し上げたと思います。

その金額が約4,800万円引き当てておりますので、それが一番大きなものでございます。

○木村委員

はい、ありがとうございました。

○磯部委員

基本的なことをお聞きしますけれども、18ページの事業収益、平成23年の5月から料金改定行われて、ここでは特別利益というところで保険の収益も上がっていますけれども、それは別としてこの料金改定に伴う事業費の収益が主であるということで理解してよろしいでしょうか。

○宮崎業務課長

そのとおりでございます。

○磯部委員

ちょっと複雑なんでね、全部解読するのが非常に難しいところあるのですがけれども、積極的に人件費等々も削減されて、年次的にご努力されていらっしゃると思いますので、あと1点ですね、一般会計その他のところでも出ておりましたけれども、出納事業としては特殊な、メンテとかそういうものを委託料としてお出しになっているということで、私たちがそのあたりの入札等、また継続、随意契約というところはいたしかたないところはあろうかと思えますけれども、委託料に関する基本的な考え方を、決算にふさわしいかどうかはわかりませんが、再度確認をしておきたいと思えます。

○宮崎業務課長

そうですね、今議員さんが言われましたように、水道事業に関しては特殊なものとそうでないものというものがございます。特殊なものにおきましても、指名競争入札や一般競争入札ができるということであれば、積極的に行っていきたくてございますが、なかなか特殊でございまして、技術等も特化しておりますので、そういったものについては引き続き随意契約という形になろうかと思えます。ただ、ほかにそうでないものもございます。それは、条例、規定に沿って契約を進めていきたいと思っております。

○磯部委員

きちんとホームページ上でもそのあたりのことも公表なされておりますので、何ら指摘をするところではないのですが、基本的な考え方を再確認させていただきました。

また、23年度のこの決算において、今おっしゃいましたけども、工業用水が非常給水のその2大企業の新日鐵さんのそういった問題で少し収益が上がったと。しかしながら、それが随時あるということではないということで、家庭数もだんだんだんだん減っていく、人口減少に伴って減っていくという現状が、平常よりも非常にスピードが速くなっているのではないかなと思います。そのあたりの料金改定の考え方、23年の5月に上がってある程度の収益を確保してメンテ等のそういったところに、インフラ整備に充実をさせていただくという考え方で進められていると思いますけれども、いろんな物件費等々、人件費等の削減も限度があると思うのですね。そのあたりの、23年度の決算においてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○福島水道局長

今後の水道料金の推移等ですが、それから23年度決算についてまず、全体像としてご説明したいと思います。議会、本会議で冒頭ご説明したように、給水収益が1億8,400万増えております。これは料金改定によるものでございます。

ただ、23年度決算は約3,900万の純利益でなっております。それはどういうことなのかということでご説明したいと思います。

まず、22年度の決算において純損失が約6,500万ございました。さらに、先ほど木村議員が質問あったとおり物件費のところでございますが、9ページをちょっとお開き願いたいと思います。

ここに、上から2番目ですが、修繕引当金8,595万というのがございます。これは、先ほど業務課長のほうからご説明したように、4,839万ほど引き当てております。これは物件費の中で、要するに予算を執行したという形で実際は使っておりません。ですから、物件費が約3,480万ふえておりますが、実際は減っております。その分を地震とか、緊急事態に対して修繕引当金でストックしたという内容でございます。さらには特別損失、これは減価償却の関係の部分で過去の分を全部精算したということで、約2,000万費用として計上しております。

さらに、19ページの減価償却の2,100万、これはもう企業努力ではどうしようもない、法で決まっている減価償却でございますから、これが2,100万増えております。それからさらに純利益3,900万足しますと、1,170万ぐらい企業努力しておるわけです。

ただ、決算の内容をみますと工事の発注率はどうかといいますと、工事自体の発注も23年度は約6,850万ほど増えております。そして企業債はどうなっているのかということになりますと、これは22ページをお開き願いたいと思いますが、借入額が9,820万で、償還額は1億9,711万2,232円ということで、約1億弱、9,900万ぐらい企業債は減っております。

これはどういうことかと言いますと、もう1つ、8ページをお開き願います。これは貸借対照表ですので、3月31日時点の財政状態でございます。

2番目の流動資産のところを見ていただきたいと思います。要するに、これが8億

2,676万4,815円ございます。その下の9ページの流動負債、これが2億1,121万483円ですか。差し引きしますと3月31日現在で現金が6億1,500万程度あるということです。この現金が、前年度と比較してどのくらい増えているかといいますと、約1億5,000万増えています。ということは、全体的に非常に経営は良くなっていると言えます。事業を縮小させず、借入金残高を減らし、さらに運転資金を増加させたいというのが23年度の決算内容です。

このような状況であります。今後の水需要の予測、特に工業用水についてはおそらく前年度対比、今年度は減少すると思います。一般用水は、毎年約10万トン減少しています。これがどこで歯止めがかかるのかがいまだ未知数ですが、若干の減少傾向です。

そういうことを考えてみますと、内部経営努力も含めまして、将来料金改定というのは当分の間はあり得ないというのが現状ではなかろうかと思えます。当然、企業債は毎年1億ずつぐらい減していきいます。事業をやりながら減していくというのが基本でございます。そういうことで内部経営努力をしていきたいと考えております。

#### ○磯部委員

今後ともよろしく願いいたします。

#### ○松本委員

1点ほど。未給水地区の解消というので、本年度、三井、岩田、観音寺、東荷、樋口をやったと。今後の未給水地区の予定というのは当面はあるのですか。

#### ○田中水道局次長

未給水地域の解消事業につきましては、現在の計画では平成28年度までに残っているのが、まず三井地区で言えば観音寺、今楯と。それから小周防の立野、ここでいえば西庄、宮河内、それから島田地区においては大田、大和地区におきましては東荷と儀山、光井地区につきましては新畑となっております。

#### ○松本委員

今言われたところは、平成28年度までの対象となる地区で、一方、未給水地区の予定されているところで、それ以上できないというところがあるだろうと思うんですね。平成28年度予定されるところですべて終わるような状況なのですかね。

#### ○田中水道局次長

現在の第4次拡張事業の変更認可で予定しているのが今申し上げた地区となります。認可上の給水区域外で水道工事をやるということになれば、当然給水区域に入る変更認可が必要となります。

ですから、給水区域外の地区の方が多数水道を利用されるという希望があり、経営上効果があると判断できれば、事業計画を立て、認可を再度取り直すということになります。

○松本委員

わかりました。そしたらもう1個ね。これは参考までに教えてください。家事用水が大幅に減少したと書いてあるんですが。戸数は微増ではありますけども増えて、戸数が増えているのに収入が減るとという。これは何が一番言えますか。参考までに。

○福島水道局長

これは節水器具の普及でございます。

○松本委員

節水器具。わかりました。

討 論：なし 討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

## ②議案第79号 平成23年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

### (2) その他（所管事務調査）

○木村委員

光市水道局の光合成プランなのですが、教えていただきたいのは大変よくできた事業計画だろうと思うんですが、例えば県内でいうと水道事業の状況もそれぞれ違ったりはするのだろうと思いますけれども、県内他市ではこのようなものはあるのでしょうか。

○福島水道局長

水道地域ビジョン、これは厚労省が各都市につくりなさいという指導はしておりますが、作っているところと作っていないところがございます。作っているところでも、ごく一部の人々が作ってそのままという形になっているところが多くございます。

ただ、光市の場合には作ってベンチマークを、25項目設けておりますので、それに向かってきちっと整理するところはしていきたいと。要するに老朽管更新についても目標を定めて光市は事業を行っております。

他市については他市の考え方あると思いますが、今年度で5年目を迎えますが、見直しをかけながら、もっとすばらしい光合成プランにしていきたいとは考えています。

○木村委員

一つ提案なのですが、これは他市に対してはおせっかいな話かもしれませんが、せっかく、たしかこれ1回水道局の皆さんでつくられたということですし。その内容も拝見して大変よく出来ているわけですが、職員研修も兼ねて積極的に他市にこの光合成プランを、伝えていくとかどうでしょうか。売り込んでいくというそういったことはいかがなものかと思いますが。

○福島水道局長

私どもの光合成プランが他市に当てはまるかどうかは別問題と考えます。例えば、同じ水道事業で、同じ規模でも、例えば地形などでも実態は全く違います。ですから光市は光市に合ったような光合成プランを作ったわけでございます。

例えば、下松市さんは下松市さんに合ったような光合成プランを作らないと意味ないと思いますので、画一的にコンサルに委託して作るというものではないと思います。ただ、私どもの光合成プランが他市に参考になれば良いかなと考えております。

○木村本委員

はい、わかりました。これまで他市のほうからこの光合成プラン、見せてくれとか勉強させてくれとかそういう話はありませんでしたでしょうかね。

○福島水道局長

他市というよりコンサルが欲しいということはありませんして、山口県下の他市には全部送っておりますし、主要なところは配付いたしております。参考にできれば参考にしていただきたいというふうに考えております。

○木村本委員

はい、わかりました。

○大樂委員

周南市への水の件なのですが、今どの程度進んでいるかということと、今後県道を工事期間入ってくると思うのですが、交通安全、交通渋滞についてのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○福島水道局長

要するに熊毛地区の送水の工事でございますが、予定では、今年度から26年度までで完成という予定でございます。ただ、工事につきましては、まだ発注いたしておりません。それはなぜかと言いますと、昨年4月に周南市さんが認可を取得しました。その

後に光からの送水ということが決まりました。

認可の変更をかけなきゃいけないということで、当初の予定では筏場のところで浄水場を造って熊毛地区の簡水を統合して給水するということがあったのが、光市から今度は送るということで、河川の取水地点の変更をしなければならないということになりました。これは河川課との協議があるため、これが非常に時間を要しているということで、今日も昼からうちのメンバーも県に行くのですが、認可がおりなければ、補助金の関係がありますから工事発注できないわけです。若干今手間取っているというのが現在の状況です。

それと、工事発注したときの交通渋滞の件でございますが、若干ご迷惑はかけると思っています。ただ、県道でございますので9時から16時までの工事時間ですから、通勤ラッシュ時間については回避できると考えております。水道工事は、やっぱり地域住民に迷惑をおかけするのであります、なるべく早い工事をと心がけております。

#### ○大楽委員

今の件よろしく願います。今後の進捗具合でも、適当な時期に報告していただければありがたいと思います。

#### ○磯部委員

その他もうほぼ水道の方のいろいろなご努力は大変なものがあると思いますけれども、1点、懇話会の指摘等の何点かあったと思いますけれども、そのあたりの進捗状況というか取り組みについてご質問させていただきたいと思います。

#### ○宮崎業務課長

懇話会の御指摘いただいたものの進捗状況ということでございますが、まず1点、その他維持費ですね、費用の削減を3%行うようにということでご指摘いただいたわけですが、計画でお示ししました数字から23年度予算時に既に3%カットしたものを予算措置しております。23年度の決算で言いますと、計画からは約9.9%の削減となりました。

それともう1点、水道事業のPR等についてもご指摘があったかと思いますが、現在水道局が情報公開としてPRに使っております媒体につきましては、まず市広報があげられますが、従前より経営状況等を年に2回ほど載せております。

ホームページ等におきましては、光合成プランを初め中期財政計画や入札状況等もお知らせしております。その他には、一番に水道まつりで水循環、水源涵養林等のPRをさせていただき、近年ではエコフェスタにも水道のブースをつくってその中でPRをさせていただいております。

直近では、昨年度水道局独自の広報紙「ひかりの水だより」を作らせていただき、各家庭に配付したところでございまして、その中では水道水の安全性とおいしさと安さというものをPRさせていただいたところでございます。ほかにもPRの場、方法などがあれば積極的に取り組んでいきたいと思っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・



## 2. 建設部関係

### (1) 付託事件審査

#### ②議案第75号 平成24年度光市一般会計補正予算(第3号) (建設部所管分)

説 明：田村道路河川課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○大樂委員

臨時職員の39万2,000円があったのですが、1日当たりの労働時間と、そのあたりのある範囲のデータがありましたら教えてください。

#### ○田村道路河川課長

1日5時間です。一月17日、6カ月です。

#### ○大樂委員

1時間当たり800円ぐらい。

#### ○田村道路河川課長

720円です。

#### ○大樂委員

以上です。

#### ○松本委員

参考までに教えて。ここの橋梁長寿命化修繕計画策定、これどういう計画を作るのですか。基本的なことだけどよくわからないので。

#### ○田村道路河川課長

現在は、何かあったときに修繕をする計画で、橋梁については行っておりますが、今後は計画的かつ予防保全的な計画を立てて進めていくものでございます。

#### ○松本委員

この橋については調査したら何かしないといけないため、今年度ここを修理しましょう、来年度はここというような計画を立てるということですか。

#### ○田村道路河川課長

そうです。

○松本委員  
わかりました。

○磯部委員  
以前お答えいただいていると思いますが、もう1回再確認のために。対象の橋の個数と、今180橋梁前倒しで行うと言われたのですけれども。計画が大体23年からどれぐらいの予定であったものを、だから全体の本数とその現状をもう1回確認をしたいのでお願いします。

○田村道路河川課長  
全体が180です。

○磯部委員  
180。

○田村道路河川課長  
市内に橋長2メートル以上の橋梁が180あります。計画に先だちまして現地の点検を昨年から実施しております。昨年度が122橋梁です。今年度、すでに36橋ほど点検しておりまして、残りの22橋梁の点検を終え、180橋梁の修繕計画を策定するというところでございます。

○磯部委員  
ということは、もう今年度でその計画は終わるということでいいのですね。

○田村道路河川課長  
そうです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

○木村委員  
1点だけ。このたびの本会議の中身の確認をさせていただきたいと思います。本会議では、瀬戸風線の進捗に関して複数の質問がありましたけれども、その中で執行部の回答で、現在の工区は27年度までに完了するというご回答だったろうというふうに記憶しているわけですが、現在の工区のうち未買収の範囲は含まれているのでしょうか。

○宝迫用地課長  
含まれております。

○木村委員  
そうなる、未買収の部分まで27年度に完了すると解釈せざるをえないのかなと思いますが、そのあたりご説明いただきたく思います。

○宝迫用地課長  
用地買収も含めて27年度までに最大限の努力をするということで、周南土木と光市とで用地交渉に当たっているところでございます。確定ということではございません。

○木村委員  
はい、わかりました。それでは、その完了というのは実際にそこに道路ができるということではなくて、買収に関して最大限の努力を行うと理解してよろしいわけですね。

○大樂委員  
1つ2つ判らないので教えてほしいのですが、耐震診断で1次診断とかいろいろありますけれど、庁内でそれができるような建築士さんの免許持ってる方が何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○大富建築住宅課長  
今のご質問ですが、建築士の資格を持っている職員につきましては、現在建築係に4名1級建築士がおります。

○大樂委員  
一次診断というのは私、詳しく知らないのですが、ある程度建築に長けた方が机上でできるのだらうと思うのですが、職員さんを使っていくというようなことは難しいのでしょうか。

○大富建築住宅課長  
耐震診断に必要な資格としましては、1級2級の建築士が耐震診断についての講習を受けて受講修了書を持っている、もう1つは、建築防災センターの定める講習と試験を受けて耐震診断士の資格を持っているなどありますが、建築士事務所に属する建築士が正式な適合証明書など発行できるということになっております。基本的には職員が、時間があれば計算できると思いますけども正式にそれが通用するかという話になれば、ちょっと難しいのではないかと考えております。

○大樂委員  
お尋ねしたのは、そこで発行してもらわなくてもいいのですよ。ただ、どの程度であ

ろうかという、全く予測つかない建物について、ある程度予測できる状態まではいかないでしょうかという質問です。

#### ○大富建築住宅課長

正式に使えないというのがまず1つと、職員も定型業務、ほかの課からいろいろ業務を持っております。また基本的に時間やそういうソフトも導入しないといけないというのもあります。議員がおっしゃられるように、やるだけやってみてというのは可能だろうと思いますけれども、数字が出たからといって、もう一度一次診断を正式にやらなければ意味がないという話になりますので、いかがなものかなと考えています。

#### ○大樂委員

説明はよく判るんですよ、ですけどね、全く未知のものをやるよりはある程度知っておかれたほうがですね。というのは、業者に出すにしても全く答えが違っていたら、そこで反論できるでしょうし、うのみにせず済むではないですか。そういうことの下調査というのですか。それはぜひともやってほしいと思うのですよ。

今、委託されておりますけどね、それをうのみにするのでしたら素人と一緒ですから、持っている資格は十分活用されることを望みます。要望として出しておきますので検討してください。

#### ○津村副市長

耐震診断等コンサルにお願いした中で、疑問があれば、コンサルとさらにお話もしましょうし、それから他のそういう関係のところにもいろいろ相談したりしますので、その辺りのチェックについてはコンサルの言いなりということはほとんどあり得ないと。我々のほうでもやっぱり建築をやっていますから、どうなのかということも内部で議論していますので。その辺りからある程度のことはやっているのかなと思っております。

#### ○大樂委員

お答えがあったから言いますけれども、もちろんそうだと思うのですよ。ですから、今後そういったことの遺漏のないようにということを確認していただくことなのですが、やっていらっしやらないということを使ったわけではございませんので誤解のないように。

#### ○磯部委員

2点ほどお聞きしたいのですけれども、今年の2月4日にオープンした子どもの森ですが、非常に子どもたちにも人気があって涼しい時期にはたくさんのご家族が利用されていると思いますけれども、今後1年2年とこの子どもの森の実績、事業評価の手法とか、どのような形でこれを考えていらっしやるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

#### ○末岡公園緑地課長

ただいまのご質問ですが、皆さん御承知のとおり2月4日にオープンしまして、4月5月と順調に皆さんに利用していただいております。以前の委員会で1件事故のお話をさせていただきましたが、その後何もなく順調に遊んでいらっしゃるように思われます。

子どもの森の遊具が設置され、入園者数が、夏場、特に落ち込む時期にもかかわらず、皆さんの来園があることから入園者数は今、伸びております。全体的には、今年为天候不順のこともありましてちょっと落ちているのですが、夏場からまた増えてきておりますので、皆さんに十分ご利用いただいていると考えております。

ご質問の実績検証ということになると思うのですが、まずこの8月、指定管理者であるピークルの実地調査をいたしました。特に遊具に関しましては、別段苦情等ございませんでしたし、よく見回りもしております。

そのことを踏まえまして、半年、1年というスパンで遊具等の検査も一緒に実施するように考えておりますので、検証ということになるかと思えます。

#### ○磯部委員

まだ1年たっておりませんので、指定管理者との連携を密にして、評価的な部分、事業的なものの実績等のお答えが出るように進めていただきたいと思います。

もう1点、さまざまところで問題になっているところですが、赤線等々のいろいろな、例えば通りにくくなっている道をどうしたらいいのかとか、海岸に向かって石なんかの崩落をどうしたらいいのかとか、さまざまところでの木の伐採とか、そのあたりの、この道は赤線、青線だからちょっと問題があるなど、水路のほうの問題も管理の問題ですよ。いろいろ、一つのことを上げたほうが判りやすいのかもしれませんが、別にここがと言うのではなく、建設部として基本的な考え方をここでお聞きしたい。わかりにくいでしょうか。アバウトで大変申しわけないのですが、全体像としてお考えをお聞きしたいということで質問させていただきます。

#### ○田村道路河川課長

法定外公共物、俗に言う赤線青線は、財産管理は市で行っておりますが機能管理は利用者の方、地元の方でお願いしております。補修等に関します資材につきましては、市で支給しています。

#### ○磯部委員

それはもう何年か前に法定外の予算も取り入れていただいて、最初は10万ぐらいでしたでしょうか。自治会からの要望で資材支給とかそういうものもあったと思いますけれども、今後の考え方でそういうことができる地域とできない地域、1回そういうことをやればすべて何でもやらなきゃいけないのかとか、いろいろな諸問題が出てくると思うのです。

ここで明確な答弁をいただこうとは思わないのですが、今後さまざまな視点でこのあたりの状況を検証していただいて、行政側の立場としての明確な立位置というか、整理

した方が良いのではないかなと思いましたがここで質問させていただきました。それに対して何か答弁があれば部長からお答えいただきたいと思います。

○岡田建設部長

法定外公共物でございますが、確かに維持管理は地域の皆さんにお願いをしております。資材支給ということで限度額が10万円、地域の中で資材だけではできないということであれば、据え付けや舗装を業者などにやってもらった場合の機械借り上げを10万円補助するという制度もあります。議員さんも御存じだと思います。

では、法定外公共物を本当に利用されている方がその路線に何人いらっしゃるのか、そういったことも本来検証しないといけないだろうし、1人の方が使うからといってそれを見過ごすこともできないだろうと思います。

高齢化が進む中で地域としては維持管理ができないという事情も理解しているところでございますが、一定のラインで線を引くということになると、まだしばらく時間をいただきたいと考えます。

○磯部委員

はい、わかりました。

○大樂委員

今の質問に関連なのですが、市内300幾つある自治会の申し入れはいろいろあると思うのですが、今の進捗とか予算の執行状況どうでしょうか。

○田村道路河川課長

申しわけございません。資料持ち合わせておりません。

○大樂委員

はい、わかりました。そんなに多くないのでしょうかけれど、支給額が10万円という限度額があると聞いておるのですが、これはいつからスタートしたのでしたかね。

なぜ聞くかという、今いろいろ資材の値上がりとか多いですからね、10万円でやれるのかなとよく耳にするのですよ。

○田村道路河川課長

今までの申請では、10万ぎりぎりの申請は余りございません。5万以下の申請が大半でございます。

○大樂委員

私それは判っていたのだけれどね。抑えて出してもらうこともあるのですよ。本当はもう少しやりたかったのだけれどオーバーする、オーバーした分を自分たちで出したことも実はあるのではと思うのですけれどね。限度額の引き上げについても若干、今後考慮し

ていただきたいなあと思うのですけどね。

○田村道路河川課長

増額につきましては、今後の申請状況を見まして、考えさせていただきます。

○大樂委員

申請状況を見て検討の課題にしておいてください。

○松本委員

僕もこの件1件あります。一律に赤線と言ってもね、人が1人通るような赤線もあれば、不特定多数の人が非常に利用される赤線もあるのです。だから、一律に赤線だからこれは使われる方の管理だというのではなく、実情もう詳しく調べられて、実は虹ヶ丘にも1カ所あるのですよね。赤線ですけども、道幅も2メートルぐらいあっていっぱい使われる人も多いところがね。だから、そのあたりの実情をしっかりと把握され、一律に赤線だからだめだと言うのではなく、これは要望にしておきますのでよく調べておいてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

### 3. 環境部関係

#### (1) その他（所管事務調査）

○大樂委員

仮に、道路に動物の死骸なんかが、死んだ後に放置してありますけど、土日、特に休日対応ですか、その辺の迅速化をしてほしいという意見がいろんな会合であるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○岡本環境事業課長

ご質問の死骸処理が遅いということですが、道路上の動物の死骸について市民から通報があった場合は、まず場所、それから状況をお聞きし、緊急性があるかどうかを確認いたします。場所が国道や県道の場合は、事故等の原因になるような緊急を要する場所であったときは、警察と協力して対応しております。

しかし、国道や県道の中央付近の死骸で交通の妨げにならないような場所は、警察も対応しないので、国県の管理者に連絡します。その後、国県の委託業者が回収しておりますが、ご指摘のとおり委託業者は光市のみではなく広域での範囲となるために、対応は遅い場合もございます。

環境事業課では、危険性のない歩道や道路脇などは、国道や県道であっても通常の収集業務に支障のない範囲で早目に回収はしております。危険性があり、交通整理等が必要な場合は、処理できないということで、警察署と一緒に処理をしております。また、

土日祝日の閉庁時は、危険性のない場所は委託業者が処理しております。

○大樂委員

今後気をつけてよろしくお願いします。

○木村委員

今年度の新規事業、エコライフ補助金についてお尋ねしてみたいと思います。今年度ですから、来年の決算あたりで一定の評価もいただけるのかなと思いますが、現在のところの状況についてまず報告いただきたいと思います。

○松崎環境政策課長

すでに新聞報道等で御存じだと思いますけれども、4月16日に補助金受付を開始しまして約1カ月間、5月の中旬にはもう予算を使い切ったという状況でございます。申請件数につきましては、省エネ製品については149件ございました。若干太陽光発電のほうが残っております。あと10数件は申請が可能だと思いますので、そちらのほうは残っておりますが、省エネ製品はそういった状況でございます。

○木村委員

はい、わかりました。これらの事業評価というものが今後行われるんでしょうけれども、これはいつぐらいの時期にどのような形で行われるのかだけ教えていただきたいと思います。

○松崎環境政策課長

来年度の予算要求までには、一定の方針を決めないといけないと思いますし、その上で今年の評価も行ってまいりたいと思います。したがって、10月ぐらいには来年度の補助金をどうしていくのか、補助制度、それから補助額ですね、そういったことももちろん見直さないといけないというふうには思っています。

○木村委員

はい、わかりました。それともう1点、浄化槽清掃に関してお尋ねします。浄化槽清掃、本会議でも何回か取り上げられておりますし、議会のほうにも議会報告会等を通じて幾つか、問い合わせなり苦情なりというものが届いているわけですが、これ行政のほうには直接市民の方からこういった問い合わせというのはどの程度あるもののでしょうか。

○岡本環境事業課長

私が4月に参りまして、浄化槽の苦情なり相談なりは2、3件じゃなかったかと思いますが、維持管理の清掃をするのに業者がなかなか来てくれないなどの内容でございました。



○木村委員

ちなみに、今そういった相談を受けられた際に、どういった対応を具体的にされているのかお願いしたいと思います。

○岡本環境事業課長

業者に関係する内容ですので、業者に市民からこういう苦情が出ているので対処してくださいとすぐに連絡しております。

○木村委員

市民の皆さんにおかれては、浄化槽の、特に清掃ですよ、なかなか知識を持ち合わせていらっしゃる方が少ないのかなあと。特に、大きい人槽を入れているにもかかわらず使われているのが老人世帯で、例えば年2回の掃除が必要だと言われたりなどさまざまあったりするだろうと思います。これらの清掃に関して、法的な根拠と言いますか条例など一定のルールというか、そういうものがあるのですかね。

○岡本環境事業課長

議会の報告会の中でも質問が出たと思います。7人槽を1人で使っていると年2回は清掃が必要と言われたということでございますが、設置している合併浄化槽が7人槽だが1人の使用では微生物が正常に働かないため、年1回ではなく年2回の清掃が必要と言われたことについて説明させていただきます。

浄化槽は、微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための施設でございます。汚水を浄化し、浄化槽に流入及び処理に伴い発生した汚泥等の引き抜き、調整及びこれらに伴う機器類の洗浄などの作業は、法律に基づき毎年1回以上実施することが定められています。なお、1回以上の清掃が必要な浄化槽は、単独浄化槽の全ばっ気方式のみ年2回定められております。

このことから、使用量が少ないため年2回しなければならない根拠もなく、機能面についても県に確認したところ、1人で使用しても問題はなく、年2回清掃する必要はないとの回答でございました。また、清掃業者に確認もいたしましたが、そのようなことはないとの回答をいただいております。

○木村委員

はい、わかりました。その辺の情報を、どうやって市民に正しく伝えていくかというか、問題が発生しないようなことをちょっと今後検討してもいかなきゃいけないと思いますので、そのあたり一度整理してよろしくをお願いしたいと思います。

○岡本環境事業課長

浄化槽の維持管理、清掃に関してのお知らせ等は、年1回広報を通じ行っております。

○磯部委員

今年度から合併浄化槽の、例えば下水道の区域内の補助というところの対象枠を条件設定されて、特に室積は2年間をかけてそのあたりを調査して、今年度2年間はその他の地域ということですが、そのあたりの進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

○松本環境部次長兼下水道課長

室積地区につきましては、今年と来年2カ年かけて補助できるであろう地区を定めるということで作業を進めております。現在のところは、やはり室積地区は狭小な道路とか中々下水道の行きにくい地区が多くございますので、そういった地区を、今のところ航空写真などございますのでそれで判定しながら区域を決めていっております。その後、実際に現地に入り確認しながら地区を定めていきたいと思っております。

それから、条件として7年間計画以外の区域ということになっておりますので、平成24年度から30年度までの計画区域を定めまして、それらとあわせて補助できる区域をはっきり決めていきたいと思っております。

○磯部委員

今後とも情報をお伝えいただきたいと思っております。

○大樂委員

今の流域内の質問、続行します。今年予算をつけておられますように、室積以外もということであったと思うのですが、申請状況とかあれば。

○松本環境部次長兼下水道課長

問い合わせにつきましては数件あったのですが、現実今申請がありましたのが認可区域内で今1件でございます。

○大樂委員

このものをつくったとき、河川、海の汚染というのが一番に上げられておりますので、環境の方も該当の地区、片や幹線とか促し、促進もやってほしいと思っております。快適環境になるとは思いますので、補助も出ますし、そういったことでなるべく普及の活動もしてほしいと思うのですよ。要望しておきます。

違う質問に入りますが、アルゼンチンアリの駆除状況について、本年度新しく予算がついているのですが、今現在の状況なりわかる範囲でお知らせください。

○松崎環境政策課長

現在の実施のスケジュールについて説明させていただきます。

まず、5月30日から6月上旬ぐらいにかけて第1回目の防除を行いました。これは、室積の東之庄あたりを中心に行っております。それから、ちょうど今ぐらいになると思

います9月の中旬に第2回目の防除を今行っているところでございます。

これは自治会を通じて行っておりますけれども、そういう状況で、第1回目が終わりました、アンケート調査、それから目視といいますか、実際現地に行って、砂糖水を置いてどれぐらい集まってくるかというようなモニタリングもやっております。

その状況報告が出ておりましたので簡単に報告しますと、アリが確実に減ってはいます。いますというのは、見た感じではなかなかわかりづらいのですけれども、在来種のアリがふえているのです。黒いいわゆる小さいアリですね、それがふえている。

ふえているということは、アルゼンチンアリが在来アリの駆逐するため、アルゼンチンアリが逆に減っているのではないかなという推測をしているところです。

実際に、幾ら減ったかというのはなかなか数字ではあわせませんし、1回駆除したからといって確実に効果があったとも思っておりません。今から何年かかけて徐々に駆除をしていくと、少しずつでもまた回復に向かっているのではないかな、これはかなり長い期間が必要だと思いますので、どこまでをやっていくのかというのはまた今後の課題として残りますけれども、今はそういう状況でございます。

#### ○大楽委員

モニタリングの箇所は前回と同じ箇所だと思うのです。その状況について、今在来の種が増えているということで大体のおおよその判定はついておると思うのです。9月の散布後にまたされると思いますけど、また向こう2年でしたかね継続あると思いますので、いい傾向続いておるということで経過観察をぜひよろしくお願いします。

#### ○林委員

先の議会報告会において、周南流域下水道事業の県への負担金や下水道の使用料について市民の方から御指摘がございました。県への負担金単価が1m<sup>3</sup>当たり112円から77円下がったので、使用料を45円下げるべきではないかというお話もございました。県への負担金の仕組みや下水道の使用料について、考え方をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

#### ○松本環境部次長兼下水道課長

周南流域下水道でございますけど、島田川流域の環境保全のために県事業として昭和52年に事業を開始しまして、昭和61年に一部供用開始をしておりますが、建設業費については国の補助金を除いた額の2分の1を、当時関係しております1市4町で負担割合に応じて負担をまいりました。

県への負担金につきましては、平成13年度の周南流域下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理に関する協定書の変更で、当時の1市4町が県が建設のために財源を充当した起債に係る元利償還金、いわゆる県の資本費でございますが、関連市町が建設負担の割合により負担することとなりました。

下水道事業は、地方財政法上公営企業としての独立採算性の原則が適用されるために、県としましては受益者負担の観点から使用料を徴収している3市と協定を結び、維持管

理費や資本費について負担金を求め管理運営をしております。

これは、平成13年度当時県と関係市町が協議し、それぞれが一定の手続を経て意思決定したものでございまして、平成22年度までに発生した県の資本費については、平成13年度に締結した変更協定をもとに今日まで負担をしてきているものでございます。

なお、議会に対しましても当時の市長が下水道使用料改定に係る一般質問にお答する形で、維持管理費に加え資本費を使用料の中に入れていくことを説明し、また所管の委員会におきましても御説明した上で使用料改定の御承認をいただいております。建設費の負担割合としましては、当初光市は73.3%、平成13年からは63.1%で、流域下水道の維持管理費とあわせ実績流量の案分により3市で負担をしております。

県との覚書による単価は、平成9年は1 m<sup>3</sup>当たり112円で、平成18年からは91円で負担をしております。現在、県と3市は平成23年4月1日に変更協定を締結し、単価は77円となっておりますが、平成23年度から毎年変更覚書を交わすこととしており、今後発生する資本費について、3市間では県に対し一部負担を求める協議を継続していくこととしております。建設負担割合につきましては、この変更協定により光市は63.4%となっております。

なお、3市間に生ずる負担金の精算については3市間で覚書を交わしており、平成18年度から平成22年度までの3市間による負担金の精算は、平成23年度から27年度の5年間で行うことになっております。

負担金の精算額でございますけど、資本費は建設負担割合で負担することとなっておりますが、実際には各年度の負担は実績流量で負担してきましたことから、3市間で負担すべき金額と実際に支払っている金額とに差が生じておりますので、他の2市の負担金額のうち本市の未払い額を限度に5億5,000万円を5年間で負担することとなっております。流域下水道の負担金は下水道使用料にも影響を及ぼしますことから、新たな資本費負担金及び維持管理費の縮減を県に対し働きかけてまいりたいと思っております。

以上のことから、下水道の使用料につきましては、財政健全化計画に基づき水洗化の促進や収納率の向上などに努めながら、適正な単価設定を行ってきたところでございます。

引き下げの件でございますが、昨年3月の議員勉強会でも御説明しておりますが、先ほど申しましたように平成27年度まで毎年1億1,000万円程度の精算金の支払いがあり、また多額の累積赤字も抱えておりますことから引き下げることはできないところでございます。

#### ○林委員

3市で負担ということも今ご説明いただきましたけど、覚書も交わされているということで、実際には実績流量で消化されているということでございますけれど、やはり本市もそれだけの残債と言うんでしょうか。これからも避けることはできなくても県のほうにしっかりと要望していただいて、市民の方々に市政報告会でもしっかりとおっしゃっておいりましたので説明ができるように、また私どももしっかり説明もいたしますけれど、県のほうにしっかりと要望していただくようお願いをしておきます。

○大樂委員

先般、エコフェスタが非常に盛況に行われ、非常に良かったと思っております。その際、光市快適環境推進委員が環境事業課のほうに所管があると思うんですが、推進委員が何人か表彰されておりますよね。快適環境推進委員のほうに出席の連絡がなかったという苦情が出ております。どういういきさつだったのかなと思うんですが。

○岡本環境事業課長

エコフェスタのときの表彰でございますが、環境学習で標語の表彰をさせていただきました。それと地域で環境活動に貢献されているということで1名と1団体に表彰させていただきましたのですが、会長表彰ということで会長さんには出ていただいた次第で、委員の皆様には出席の連絡が行っておりませんで大変申しわけございませんでした。

○大樂委員

今後は、委員が4月から増えましたし充実しております。つい先般の会議で意見がありましたので、紹介させていただきます。

それから違う件なのですが、クリーン光大作战の反省会が先般行われたと思いますが、予算の関係ですが、毎回同じ額で推移しているように見えるのですが、浅江地区の対話集会でもあったと思いますが、草の積み残しというのがあって環境事業課が翌日やられたのですね。

予算を組むとき、予算額を人口割でやっておられると思うのですよ。それで浅江は清掃区域が非常に広いのです。面積割合も加味しながら、今後浅江地区については、予算アップしたほうが良いのかなと思うのです。

○岡本環境事業課長

クリーン光大作战の予算については教育委員会の管轄になると思います。浅江地区のごみの島田川の右岸側のごみ回収ということで、後日回収という形で今年度は急遽なことでの対応をいたしました。

今回、対話集会の中で、島田川で刈り取り放置したアシ等が後に台風等より虹ヶ浜に流れ着き困っているとの意見がございまして、今年は急遽刈った草やアシをクリーン時にパッカー車が回収できる場所、道路まで運んでいただいて環境事業課が後日回収したわけでございます。

今回については急な決定でありまして、各地区での当日処理の手配が困難であったために環境事業課で対応しました。パッカー車約4台分、4トンの回収をいたしました。

今後については、環境事業課も通常業務の支障の出ない範囲で協力はいたしますが、回収できる量の限度があることや他の地区との公平性もあることから、関係地区と協議、検討したいと考えておるところでございます。

○大樂委員

環境事業課からもそういった意見があるということ、青少年センター、教育委員会に申し出をお願いしたいと思います。

○松本委員

1点ほど確認させてください。下水道の認可区域内であっても、合併処理浄化槽の設置補助が対象となる区域を今調査されているのですけれども、その調査と調査の対象となる区域はどういうところなんですかね。確認させてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

調査の対象となる区域につきましては、基本的には事業計画7年までに行かない区域が対象になるわけですが、それも含めて7年間で事業計画を整備できるところ建てますが、その中でもどうしても狭いところとか、下水道、維持管理ができないような区域があろうかと思うのです。そういうものも含めて区域に持っていこうかというところなんです。

○松本委員

今から向こう7年後まで、下水道の整備の計画がない区域を全部をその調査の対象とするとすると件数はかなり増えるのではないですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

件数といいますか、基本的には下水道も都市計画事業です。本来は認可をとってやっているわけですから行くのが基本的な考え方だろうと思うのですが、その中で7年、当然毎年毎年その事業の計画区域は見直しをしていくようになっておりますけど、それを外れたところについて一定の条件をつけております。浄化槽の補助について、その路線の住民の方全員が了解いただける区域とか、いったん浄化槽の補助をすると浄化槽の耐用年数といいますか、15年から30年ぐらい下水道整備はいたしませんという条件もありますので、整備が難しいところを基本的に区域に定めるべきではないかということで今調査をしております。

○松本委員

私の認識では、物理的にどうしても無理、そういうところが今回のその区域内であっても補助対象になる区域だとそういう認識でおったのですよ。だから7年というのを入れると、今浄化槽が室積で通っている、浄化槽が整備されるところでも、その方が合併浄化槽をつくられたときに、つくられたその時点では7年以内に計画がなっていないところもたくさんあるわけです。

そういう方は、そのときにはそういう制度はなかったので仕方ないと言えばそうなんですけど、釈然としないものがある。だから、長年の中に計画が入っていないところをこの補助対象として調査するというのは賛成じゃない。今の現時点で、7年計画が、計画に入っていないところでも、何とかすれば幾らでも整備できるというのがあるのではないですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

基本的に、7年、今のところ24年から30年まで7年と考えているのですが、その7年の整備区域を定めるに当たって、本当にやはりもう限定するわけですから、下水道の整備がしにくい地区をある程度限定した上で補助できる範囲を定めていかないと、議員さんが言われるように、定めたけれど下水道が行かない区域があったり、そういうことになって困るので、本当に無理ではないかという地域を今ピックアップしているような状況です。

○松本委員

もう1つお尋ねします。この件に関して住民の方々から、うちはもう対象にならないだろうかという問い合わせなどはありましたか。

○松本環境部次長兼下水道課長

浄化槽補助について、先ほど申しましたが区域内については今まで数件の問い合わせを受けております。ただ、室積地区においてはまだそういったお話はございません。

○松本委員

わかりました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 4. 経済部関係

##### (1) 付託事件審査

##### ②議案第75号 平成24年度光市一般会計補正予算（第3号） （経済部所管分）

説 明：杉岡商工観光課長、田中経済部次長 ～別紙

#### 質 疑

○木村委員

それでは、共聴施設対策事業について、確認も含めて質問させていただきたいと思えます。まず、ちょっと事業の具体的な内容と、この実施に至った経緯を手短に御報告いただきたいと思えます。

○杉岡商工観光課長

今お尋ねの共聴施設設置に伴う経緯につきましてご説明申し上げます。地上デジタル放送への移行につきましては、今後さらなる情報通信技術の活用社会並びに情報化社会の進展のために電波を有効利用することから、国策としまして総務省において実施され

たものでございます。

地上デジタルテレビでございますが、全国では平成23年7月24日に移行が完了しておりますが、その中で本市におきましても平成21年度から総務省テレビ受信者支援センター、通称デジサポの要請からいろんな各地区の相談会並びに広報周知を努めてまいったわけでございますが、平成21年9月の相談会におきまして、室積の伊保木や五軒屋、岩屋地区並びに室積の8丁目、峨嵋山の麓になりますけど、こちら池ノ原地区につきまして難視聴という疑いが生じました。

そのことから、22年7月になりますけど、こちらの地区で電波状況の現地調査を実施しております。実際計ってみますとデジタル放送移行後に視聴が難しいということになり、新たな難視聴地域という指定を受けております。

そして、こういった難視聴地域におきまして、地域で組織します自主共聴組合で共聴アンテナ施設を整備する場合につきまして、国並びにNHKの助成支援があるということから、このたび五軒屋並びに西伊保木地区につきましては自主共聴組合を設立して、新たに共聴アンテナの整備をすることとなったものでございます。

○木村委員

何点か具体的な中身を知りたいんですが、いわゆる共聴アンテナを立ててそれから有線で各戸に配線するというところでよろしいのですね。

○杉岡商工観光課長

高台の一部、受信ができる位置ということになるんですが、そちらに共聴用のアンテナを立てまして、有線ケーブルで各戸に線を引くという形になります。

○木村委員

先ほどの補助金の金額ですけれども、五軒屋が421万幾らですかね、西伊保木が820万幾ら。これはいわゆる共聴アンテナの工事費並びに有線で各戸まで運ばれる工事金額全額ということでしょうか。

○杉岡商工観光課長

金額につきましては、国庫補助金の金額になりますので、実際の金額になりますと、五軒屋地区の総事業費が558万円、それにつきまして国庫補助が421万9,000円ということになります。それと西伊保木地区になりますけど、総事業費970万円、それに対して補助金が820万1,000円という形になっております。

○木村委員

その差額は各地域の住民の方が負担されるということでしょうか。

○杉岡商工観光課長

その差額分につきましては加入者の負担となります。今申し上げましたのは国庫補助



の補助金でございます。これに加えて新たに国庫補助事業で実施した後、NHKに申請することによってNHKからの補助も出まして、1戸当たり約7,000円で整備ができると聞いております。

○木村委員

ここの五軒屋、西伊保木に関しては、各地区の方全員が加入されるということですか。

○杉岡商工観光課長

五軒屋地区並びに西伊保木地区でございますけど、世帯数16世帯ございまして、加入されるのは13世帯、西伊保木地区につきましては27世帯ございまして、加入世帯は13世帯となっております。その他の方については高性能アンテナという、戸別に受信アンテナを立てられてデジタル放送を受信されると聞いております。

○木村委員

今回、この共聴アンテナで受信しようという地区と、それはもうしないで本局からの衛星で受けようという地域に分かれたのでしょうか、その大きな判断はどういうことだったのでしょうかね。

○杉岡商工観光課長

これは、地区の集まりの中で、その地区で共調アンテナを設置して共同実施しようという中で、2地区において16世帯のうち13世帯、27世帯のうち13世帯という形で、共同で実施をされると聞いております。

○木村委員

最後に、今後の維持管理に関してはどういうことが考えられ、それに対しては今後ちょっと補助というものが出のでしょうか。出ないのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

維持管理費でございますが、通常のランニングコストについては、通常の共聴アンテナの電気代等で月額500円程度と聞いております。当然、NHKの受信料は個人負担となりますので、それは個人で負担をしていただくということになります。

それと今後の維持費の関係でございますが、大規模改修というのが共聴アンテナについては20年を減価償却と見ております。ちなみに、単純に伊保木地区で、全体事業費を970万とお話しておりますので、約1,000万と考えまして約20年で減価償却しますので、それを12カ月で割りましてあと残り、加入世帯が13ありますので約3,200円程度の御負担が月に要ることになるのですが、継続的な事業で国庫補助というのは難しいのではなかろうかと思えます。地区の中では会費として約5,000円程度集めようかなと伺っておりますので、改めて20年後という形になりますけど、助成的なものがあるかというのは考えてまいりたいと思えます。

○木村委員

20年後に、共聴アンテナのいわゆるメンテナンスが必要になってくると。その際のメンテナンス費用、予測されるのは、例えば西伊保木で言えば約1,000万円で今これから立てようとしているわけですが、20年後はもう一度幾らかかるという予測ですか。

○杉岡商工観光課長

その時点で、実質的に同じものを仮に立てて、同じ経費が掛かったと仮定して約3,200円程度かかるだろうという判断でございます。実質そのときにどのぐらいの経費がかかるかというのは、把握しておりません。

○木村委員

例えば西伊保木に関しては27世帯中13世帯が今回はこれに参加して、月々参加された世帯は3,200円を積み立てておこうというお答えだったろうと思いますが、20年後にもう1回丸々立てかえるということはほとんどあり得ないわけですよ。

鉄塔なり何なりというのは、ある一定の塗装なりの維持管理、それから機器更新等があってそれが案外高いのかなと思いますけども、一応今回新築というか、建てようとする1,000万円を想定し、皆さんこの月々の積立を算出されたということなのですかね。

一方では、今回この共聴アンテナを立てるに当たって、20年後に大体このぐらいかかりますよというのが、予測ではあるものの、もう少し雑駁ではない数字が出てくるような気がするのですが、その辺はいかがなのですかね。

○杉岡商工観光課長

20年後のそういったアンテナの更新的なものですが、実際にケーブル的なものは古くなれば当然交換ということになると思います。どういった経費がかかってくるのかということも改めて先ほど言いましたデジサポのほうに確認させてもらって、目安を聞いてみたいと思っております。

○木村委員

わかりました。もう1点、今回共聴アンテナを立てようという場所はかなり高齢化が進んでおり、20年後というと果たして今回加入された世帯がどのぐらい残っているかということは、地域でおそらく話し合われてはいるんでしょうけれども、何かしらどういことが話し合われたとか、情報をお持ちでしたらお話いただきたいと思えます。

○杉岡商工観光課長

議員さん言われますように、高齢者の方がかなりいらっしゃると思います。20年後に実際13世帯が存続しているのかということになるとかなり難しいのではなかろうかと思えます。地域内での話というのは、私のほうではまだ把握していません。

○木村委員

わかりました。これは総務省の事業ではあるものの、いわゆる公平性の点で難視聴地区があって、本局は衛星で見るとはできるんですが、地方局が見れないような状況のところがあるところと。

そのあたりの考え方の整理は、最終的には、国がするものなのか、だろうとは思いますが、一定の考え方といいますか、お知らせいただけるのではと思いますがいかがでしょうか。

○杉岡商工観光課長

この地上デジタル放送の移行につきましては総務省がやっておりますので、難視聴地域につきましては、議員さん言われましたように衛星放送を使って臨時的に受信をされていらっしゃる状態です。

ですから、民放局につきましてはK R Y並びにT Y S、Y A Bという局がありますけど、見ることができないという中で、できる限り国としましても共聴アンテナなど利用し、ローカル局が見られる対応はしていただけたらと考えております。詳しいことは私もわかりかねるのですが、ある程度国のほうで支援をしていただけたらと考えています。

○木村委員

今回の共聴施設の、対策事業そのものがそういったことだろうかと思えます。

○磯部委員

緊急雇用対策事業費の組み替えについて、もう少し詳しくお願いいたします。

○杉岡商工観光課長

事業内容の説明をさせていただきます。一般質問でも部長より答弁ございましたけど、この事業につきましては平成23年の3月11日以降の離職者を対象としたものでございます。

まず、市が人材育成並びに人材派遣業務を実施できる業者と委託契約を結びます。それから、受託した業者が離職者を募集しまして6カ月間雇用する。その雇用された離職者につきましては、6カ月間のうち2カ月を職業訓練、これは座学になりますが、例えばパソコンや接客研修といった職業訓練を受講していただく。その後の4カ月間につきましては、その受託業者が仲介となり、市内、および光市近郊の事業所になると思われませんが、受入事業所を紹介し職場体験を実施していただきます。その職場体験を通じて、正規雇用につなげていく事業となります。

募集につきましては、雇用する離職者につきましては受託業者が3回ほど。まず1回目が12月からの採用という形の募集、12月から6カ月間、2回目が来年の1月から6カ月間、3回目が2月から同様に6カ月間というパターンで、それぞれ10名ずつ合計30名という形の離職者の雇用を考えております。

なお、離職者につきましては、6カ月間、委託業者と雇用契約を結んで月額15万円の

給料を受給します。それと、受入事業所につきましてはその4カ月間の職場体験をしていただくわけですが、その間は月15万円の給料を受託業者が払いますので、受入事業所の人件費は発生しない事業となっております。

○磯部委員

人財育成派遣として業者と委託契約する方を募集するのでなく、業者を募集をすることですね。その委託業者はどのような形で決定したのですか。

○杉岡商工観光課長

こちらにつきましては一定の条件をつけまして、一般競争入札を考えております。

○磯部委員

それはいつごろ。

○杉岡商工観光課長

このたび補正予算の組み替えを議案提出しておりますが、議決をいただきました後入札監理課と商工観光課とで調整し発注をかけたいと思います。

○磯部委員

それは市内業者などの限定、特定ではないということですね。

○杉岡商工観光課長

市内に事業所を有するという一定的なものと、単体でできない場合もございますので、共同体みたいな形で事業をやっていただく形も考えております。

○磯部委員

いろいろな手法で、多くの離職者を出したところ、また事業所だけじゃなくてさまざまな問題で離職を余儀なくされた方というのは、たくさんいらっしゃると思いますので、就職はできたけれども合わなくて、また今そういう形で職がないという方もいらっしゃると思います。すべての方が対象ということですね。23年3月以降の離職者と。そのあたりのことを確認させてください。

○杉岡商工観光課長

自己都合により離職された方については、この事業の中には含まれておりません。

○磯部委員

あくまでも退職を余儀なくされたということが条件ということで整理をしていらっしゃるということですね。まだもう少し予算があると思いますけれども、そのあたりどのようにお考えがあるのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

1億円の基金がございまして、実施中の市の直接雇用事業が450万円程度というお話を前回の議会でも申し上げたと思います。このたびの5,500万使いますと、約3,500万円程度の予算が残ります。

この予算につきましては、緊急雇用促進事業の離職者対策の委託事業でございますけど、応募状況を見まして、参加される方が多い場合には、議会にお諮りし、補正で追加させていただく形を考えておりますし、ほかの所管事業もございまして最終的には全額支出したいと考えております。

○磯部委員

なるべく受入事業者さんが、職場体験の中で正規雇用につながるようなものであってほしいということを、いろいろ状況を見ながらいろんなことがまた追加ということで理解いたしました。今後も情報提供をお願いしておきたいと思います。

○木村委員

緊急雇用対策事業について関連で何点か質問させていただきます。まずは、本会議の中ではこれまで500数名の方があの中で、約6割の方の就職が決定したと。まず数字の確認ですが、この数字は今現在の状況の数字ということなのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

先般、本会議では8月17日現在という形でお知らせいたしましたが、9月6日に第5回のシルトニックジャパン雇用対策連携会議がございまして、その中で8月末日の情報提供していただきましたので、御報告させていただこうかと思います。

31日現在では、513名のうち8名が本社異動になりますので、差引505名という方が対象者ということになります。その中で、再就職内定された方が320名、内定率につきましては若干上がりまして63.4%となり、185名の方がまだ定職に就いておらず、就職活動を続けておられると聞いております。ちなみに、市内在住者では、303名のうち185名が内定、内定率につきましては61.1%という状況になっております。

○木村委員

補足質問ですが、300名以上の方が内定をされたということは大変喜ばしいことでもあるのですが、それほど受け皿があったのかなあと。これは、実際どのエリアまで広がった形で内定が実現できているかという把握をもしされておりましたら、大まかで結構でございますのでお願いしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

把握している情報では、320名のうち山口県内の就職が274名で、県外に就職された方が46名と聞いております。

○木村委員

その274名、県内の方の中で光市というのは数字がもしありましたら教えていただきたいのです。

○杉岡商工観光課長

光市につきましては、66名の方が光市内に就職されていらっしゃいます。

○木村委員

ありがとうございます。それでは今回、現在は5,500万予算を組んで今後の対応をされると。本会議の中にもあったかと思いますが、どの程度有効なのかということを考えてしまうわけですね。5,500万の国からのと言われても、回りまわって私たちの税金でもあるわけですし、当然今のこの状況の中でこういった予算を組んでしっかり雇用に結びつけたいとは思っているものの、それで今回人材派遣会社に委託をして職業訓練、職場体験というこのメニューは、これはこちらのほうで決定されたメニューなんですか。それは、ほかにはどういった選択肢があったのか、あるいはこのメニュー決定に至った経緯がもしわかりましたら教えてください。

○山本経済部長

この事業を計画いたしました根本的な理由といたしましては、やはり現在シルトニックジャパンにつきましては人材派遣会社に全面的に委託し就職活動が続けられている状況の中で、行政としてどういった支援ができるのかという部分でございます。この時期にこういった事業を用意したというのは、従前から議会にも御説明申し上げておりますように、本年の12月から来年の2月にかけていよいよ離職者の雇用保険が切れてまいります。

すなわち、雇用保険が切れた瞬間から収入が絶たれるということになりますので、そのタイミングに合わせて幾らかでも生活の支援ができる方法はないかということで、このタイミングを待っていたということでございます。それがまず1点。

それから、やはり離職者が求めておられるものは、決して短期雇用ではないわけでございます。正規社員として、引き続き60歳なり勤めることができる、そういった次のお仕事を求めておられるという中では、これまで緊急雇用の関係では市が直接雇用をしたり、あるいは短期間の雇用が伴う委託事業を行ったりということで活用してきたんですけど、これでは正直申し上げて今のシルトニックジャパンの従業員さんの支援にはつながっていないのも事実でございます。

そうしたことから、これを活用しできるだけ正規雇用につなげていきたいということでございますけど、行政が直接雇用するというのもできないわけでございます。

そういった中で、どのような取り組みが可能であるか、県内外も含めてこれまでの他市の取り組み等研究してまいりました。そういった中で、人材派遣会社なりに一旦雇用していただいて、それからなかなか採用に踏み切れない近隣の事業所に、半年間であれ

ば持ち出しをせずに、お試しで雇用していただく中で、離職者においてはこの仕事が自分に本当に合っているか、受入側はその者を受け入れたときに社の利益になるか、その辺を見きわめていただいて、うまくいきそうであればその後引き続き正社員として雇用していただくということを、この委託事業を通じて行っていきたい。また、市が委託する人材派遣会社におきましては、職場体験が終わった後さらに2カ月間、正規雇用につけるためのフォローの支援をしていただいて、できるだけ一人でも多くの方を正規雇用につけていきたい。

これが、我々がこの約半年間考えてきたものでございまして、この基金事業については直接雇用かもしくは委託事業という形の中で、2分の1以上を人件費に充てなきゃいけないという一定の条件が課せられておりますので、その条件を満たす中でなおかつ、さまざまな法令等に抵触することがないかどうか、その辺について県やハローワークの方とも協議をしてまいりまして、いずれもこの事業についてはクリアできることを確認し、今回実施に向けて補正のお願いをしたところでございます。

#### ○木村委員

はい、わかりました。これまでいろんなところで取り組まれた実績をもとに、このメニューが最も適切である、あるいは対策事業としての一定の条件を満たしたものだということに理解いたしました。

先ほどのお答えの中で、その人件費に2分の1以上をかけなければいけないというのは、これはあれですか月々15万円掛ける30人の6カ月分、2,700万というのはこの人件費というふうに当たる数字でしょうか。

#### ○山本経済部長

直接御本人さんに支払われる金額は今のような計算になろうかと思えます。それプラス社会保険料などを含めると約3,000万程度がそういった人件費部分に当たろうかと思えます。

このたびの補正が5,500万円でございますので、その予算内でこの事業を業者に委託したいということでございますので、2分の1は超えているということに御理解いただけたらと思えます。

#### ○木村委員

わかりました。先ほど、委託先につきましては一般競争入札をされるということで、金額に関してはそういうことでまずクリアしている。その入札に関しては、その金額の高のみで決定をするということなのではないでしょうか。それともある一定の人材派遣会社の実績等などもあわせて判断されるのでしょうか。

#### ○山本経済部長

例えば議員がおっしゃられるように、その辺のことが特にこの事業については重要だと思います。当然、離職者にとってみれば自分の人生がかかっていることとございますの

で、この事業を通して正社員にできるだけなっただけという意味では、事業者も誰でも良いというわけでは決してございません。

先ほど課長が申しました条件付きの一般競争入札という形で、業者を選定していくことになるわけですが、例えば工事であっても同様の業種の実績を求める場合がございます。

そういった形で、今回のような公が取り組む人材育成事業であるとか、派遣事業であるとか、そういったもののこれまでの実績を求めてまいりたいと。これもひとつ条件の中に加えていきたいと考えております。

当然、離職者の訓練に当たってはやはり、例えば市外県外で訓練をやりますと言われてもなかなか離職者も困られるわけがございますので、市内でそういった訓練などができる。一方、派遣先の企業についてはやはり市内だけというのは無理でございますので、光市から通勤圏内で受入企業を求めていただくということになろうかと思うのですが、その辺は条件の中に必ずしも加える必要はないかもしれませんが、その辺の条件につきましては、今後さらに詰めてまいりまして、一定の条件を付した形で入札をしたいと思っております。

#### ○木村委員

はい、わかりました。ありがとうございます。大変理解ができました。これは私からの希望ですし、恐らくそれも問題ないだろうと思いますが、やはり今後この6カ月の取り組みの中でキャリアカウンセリングというものが私は重要だと思っていて、大抵こういった人材派遣会社の中にそういうことは当然行われていくわけでしょうけれども、そういったこともしっかりされている人材派遣会社の選択をぜひお願いしたいと思いません。

#### ○磯部委員

確認をしておきたいのですけれども、8ページの農業振興対策助成事業というところで、農事組合にお二人若手が入られるのにこの組合に対して、その二人の雇用に対する助成というか1人つき15万でしたでしょうか、その分の事業がなくなって国の新たな青年給付金のできたので、県事業としてのそういうものがなくなったと。国の青年給付金というのは、実際にその個人に給付されるものであるというふうにちょっと御説明があったと思うのですけれども、ということは今年度からですから、前の農事組合のお二人は対象外と。

今、そういうものを補助するために、その対象外になるお二人のその15万の補助として1人5万の補助を組合にお渡しするというところで、じゃあその差額のその10万というものはもう保障されないということ、この理解でいいのですか。

#### ○田中経済部次長兼農業耕地課長

そのとおりでございます。



○磯部委員

せっかく頑張って若手が入られていますので、農事組合の方に一生懸命頑張ってその若手を担っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○磯部委員

バスの実証事業、伊保木ですかね、月数を延長されてまだやられているという状況だと思いますけれども、部長答弁の中に、今後の全体的なバス路線も含めていろいろ検証していきたいという御答弁がありました。

このたび土橋議員さんの一般質問でも、その延長のところ1点ですね、そのことも延長できるということで本当に良いことだと思うのですが、今後も、バス路線をすべて延長するというのもなかなか難しいと思いますので、逆に今実証事業のような形でそのバス路線までどう運んでいくかとか、そういう問題もいろんな中で提案されてると思いますので、そのすべてを1回検証しなおして、そういうことを検討していただくというふうに私あのかのときに理解いたしましたんですけども、その実証事業の一応進捗状況等々も踏まえて、現状でのその実証事業のバスのことも踏まえて現状の様子を少しお知らせいただけたらと思うのですが。

○杉岡商工観光課長

伊保木地区で実際コミュニティ交通の実証事業といいますか、モデル事業として今年度も実施しております。その状況の中で、実績的なものをお示ししたいと思います。

昨年23年度の実績でございますが、10月から翌年の3月までの利用者の状況でございますけど、利用人数は275人、運行回数が82回、1回の平均利用者数は3.4人という形で、伊保木地区につきましてはそういった幅広い利用をいただきまして、地域コミュニティの醸成などいろんないい効果が出ております。

今後の状況でございますけど、公共交通の体系的な見直しなど、確かに議員さん言われますように、幹線道路についてはバス交通で補っていかざるを得ないというふうに考えておりますし、周辺地区につきましては、こういったコミュニティ事業等について、住民の方や民間の交通事業者の方も含めて協議をしてみたいと考えているところでございます。

○磯部委員

今後伊保木に関しては非常にいい成果が出ていて、これをいきなり実際の事業であるからなくなるというのは非常に、またせっかくのそういうものが定着してるものを御迷惑かけるようなこともあるかと思っておりますので、そのようなことがないような工夫、全体

像を踏まえた、この実証事業を踏まえた何か考えを今後もお願いしておきたいと思いきすけれども、御答弁が難しいようであればまた決算時でも結構ですが、何かお知らせがありますか。

今回の一般質問等で部長答弁のほうから全体的なそういうバス路線に対する検証をしっかりとしていくという御回答がございましたので、このコミュニティの実証事業に関してもすべて整理をしていただけるといふうに理解をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○木村委員

それでは、2点ばかりお尋ねしたいと思いきす。住宅リフォーム助成制度に関してなんですが、今年度は環境部のエコライフ補助金が代わりとして反映されていると3月議会での回答があり、これが現在どのようなになっているのかということをお尋ねしてみたいと思いきす。実施を要望している市民の方も多くいらっしゃるのですが、これが現在実施されていない理由というものを改めて教えていただきたいと思いきす。

#### ○杉岡商工観光課長

住宅リフォームの件に関しましては、一般質問の答弁でもしておりますが、市としましては特定事業者のみを対象とした制度ということにつきましては公平性に問題があり、光市として実施は困難というふうと考えております。

そうは言いまして、請願の趣旨を踏まえた市独自の制度として今年度の環境部でエコライフ補助金を、創設したと認識をしているところでございます。

#### ○木村委員

先ほどお答えいただいた特定の事業者に対してのということではいけば所管が違いますけれども、環境部のエコライフ補助金のほうが範囲が狭いといひますかね、かなり限定をされていると私自身は思っております。改めて別の機会にお尋ねしたいというふうにします。

もう1点。本会議の中で同僚議員が、ニューフィッシャーといひますか漁業の振興に対して質問をしましたがけれども、今後漁業施設の移転が予定されているわけですがけれども、今後市として漁業の活性化に向けて、その移転に際して導入機能や、あるいは今後の方針に対して行政の関与といひますか、どのようなことを考えてらっしゃるかお知らせください。

#### ○藤井水産林業課長

お尋ねの質問でございますが、今年度、県漁業光支店の建物、用地の補償につきまして今算定をしている最中でございます。今からこれについて、支店との協議ということになろうかと思ひます。

それで、埋め立てのほうは既に完了してございまして、残る現場のほうの事業としましてはこの移転補償と、それにかかわる建物が現在ある位置の道路計画といったものが残

っております。

事業が平成14年度から着手しておりまして10年経過することから、近いうちに事業の再評価のほうにも諮る予定となっております。

その補償の関係でございますが、これまでの議会の中でもありましたように、離島牛島への待合所とトイレの併設と、建てかえに当たっては、そういったことも加味しながら関係所管で協議して、もちろん支店さんのどれぐらいの規模でといった意向もございましょうから、そういったところが主体にはなってくると思いますけど、十分調整をしながら、主は支店さんの意向に沿ってそういったものを一緒に加味した建物を建てるということになろうかと思えます。

それとは別に、補償ということは補償のほうで金額が算定されますので、その中で漁業さんが優先順位としてまずそういった支店の建物とそれから市場を含めて、次は荷さばき所のほうの施設の整備と。これについては事業規模から、漁協さんが事業主体ということになろうかと思えますので、補助制度というものがその中であればそういったものの運用も可能かと思えますけど、あくまでも事業主体は光支店といったことになろうかと思えます。

そういった順を踏んで今からの整備、まずは今の補償の協議、それから道路、それと並行作業でそういったことは進んでいって道路計画といった形になろうかと思えます。

○木村委員

わかりました。ありがとうございます。

○大樂委員

室積海岸の保全のことですが、今現在の進捗状況と今後地元との話し合いというのが残っているかなと思うのですが、どのような計画で進んでおられるか説明をお願いします。

○藤井水産林業課長

事業のほうとしましては、もちろん高潮堤防予定地でございますが、そういったところの用地及び建物補償関係がございまして。今年度も取りかかっておりますけども、今現在ちょっと難航しているところもございましてそのあたりと、戸仲側になりますけども突堤のできた西側ですね、新宮側の西側、戸仲漁港に向けた東護岸の整備を突堤の後に今整備中でございます。

これの継続予定をしておりまして、今補償の関係の整理が今月末ぐらいをめどに方向性が示されると思いますので、それを待って戸仲のほうの東護岸の整備にかかる予定です。

○大樂委員

海岸の対象自治会への説明会があったかと思うのですが。

○藤井水産林業課長

今、地元自治会のほうには、これは早長百選会、室積海岸に関係する7自治会、西ノ浜、松原それぞれ3自治会、それから新開含めて7自治会を代表とする自治会長さんあたりを中心となって、それからもちろん地元の議員さんあたりも顧問として入ってらっしゃいます。そのほうに説明会を開きたいといったことを既に投げかけておるんですけども、先日からちょっと市民説明会等々ございまして、また今本議会ということで日程調整は、お投げかけしておりますが、なかなか返事がいただけないといったことで、現在返事待ちです。まずはこれを皮切りに、また個別が必要であれば単位自治会でも説明したいとそのように考えております。

○大楽委員

進行中だということで安心しました。終わります。

○磯部委員

緊急雇用中小企業に対する補助金の不正受給が大々的に何回もニュースであったんですけども、県内でそういったものが発覚するとこの事業がなくなってしまうのかもしれないという、私も詳しくはちょっと聞いてなかったんですけども、そのあたりの状況が今情報として何か入っていますか。

○杉岡商工観光課長

雇用調整助成金の関係でございまして、新聞記事で、県内の事業所で4月当初からも何件か、このたび岩国市で発生した問題だろうと思われまして。

経営安定させるために、従業員さんに休みを取っていただいて、その休業補償に係るものを助成されるという制度なのですが、そういった中で不正受給があったと報道されています。

緊急雇用創出事業が、実際そういった不正受給でなくなるのではないかというような情報については、まだ把握しておりませんし、なくなるというような情報は得ておりません。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」